

平成24年12月15日  
日本作業療法士協会理事会用

## 作業療法士の養成教育に係る諮問事項に対する答申書

平成24年12月15日

一般社団法人日本作業療法士協会  
会長 中村春基様

一般社団法人日本作業療法士協会  
教育部長 陣内大輔

### 作業療法士の養成教育に係る事項について（答申）

平成24年10月20日付作業療法士の養成教育に係る諮問事項について、諮問理由を踏まえて慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

#### 1. 作業療法士養成教育のあるべき姿について

作業療法教育の根拠は、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（以下、指定規則）及び理学療法士作業療法士学校養成施設指導要領（以下、指導要領）であり、3年間の教育にて国家資格である作業療法士免許を取得できることとなっている。

しかし、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、協会）教育部が実施した平成23年度学校養成施設の実態調査では、学校養成施設の約7割が4年制課程での教育を実施している。

また、指定規則及び指導要領については、平成11年度の改定以降10年以上が経過し、社会の動向に即した教育実践に向けた改定が望まれるがその目処は立っていない。

そこで協会教育部養成教育委員会養成教育問題・水準検討関連担当班では、今後の指定規則及び指導要領の改定を見据えて、平成21年度から10年先を見越した作業療法士養成教育のあるべき姿について検討を重ねてきた。

現状の教育に係る問題としては、学生の一般常識・コミュニケーション能力の不足、実習時間の確保が不十分、実習指導者の資質が低下している問題、現実の作業療法実践に即した教授内容が伴っていないこと、総合教育科目および地域作業療法学を中心とした教授内容が不十分、世界作業療法士連盟の基準と照らし合わせると専門科目の比重が低いこと、作業を中心とした科学性の教授の不足していること、が挙げられる。

このような経緯により、養成教育問題・水準検討関連担当班では、別添1の通り今後の作業療法教育のあるべき姿を示す作業療法教育ガイドライン案を作成し、これを踏まえて、別添2の通り指定規則及び指導要領の改定案を作成した。

改定の主な目的は、日本作業療法士協会の「地域生活移行支援の推進～作業療法5(GO!)・

5 (GO!) 計画～」に即し地域生活移行支援を見据えた教育内容に改定することである。

改定の原則として、構造的な観点からは、①4年制教育課程への移行を基本に、②現行の「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」の枠は崩さないこととした。

内容的な観点からは、③WFOT (World Federation of Occupational Therapists:WFOT) の規則を考慮し、医学的知識を確保しつつ専門科目の比重を高めること、④総合教育科目(基礎分野・教養科目)の充実、⑤選択必修分野の充実(選択必修科目を基礎分野・専門基礎分野・専門分野を問わずに履修可能とした)、⑥養成校を対象としたアンケート(2011年2月)結果とアメリカ、カナダの教育カリキュラムを参考に、作業を中心として地域活動に対処できる内容を盛り込み、作業の科学性についても修得させること、⑦臨床実習単位は3年制・4年制とも、現行の18単位とし、地域作業療法学を中心に追加の実習を選択できるようにすること、⑧臨床実習領域の考え方は、臨床実習時間の $\frac{2}{3}$ 以上を「病院または診療所で行う」条件を、「医療提供施設」として介護老人保健施設などを含むという考え方とすること、とした。

## 2. 「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」の改定案骨子について

1) 修業年限を改定した(三年以上を四年以上に)。

2) 教育内容の大枠は、基礎、専門基礎、専門の三分野を踏襲し、基礎分野を1単位増加専門基礎分野は単位数に変化なし、専門分野は基礎作業療法学、作業療法評価学、作業治療学、地域作業療法学、臨床実習の5項目を、社会保障制度と経済、基礎作業療法学、基礎作業評価学、作業評価学、基礎作業治療学、作業治療学、地域作業療法学、臨床実習の8項目に細分、増加させた。選択必修分野では、4年制大学の総合教養科目および基礎分野・専門基礎分野からの選択も可能とした。

3) 実習の規程の変更に関しては、実習時間の三分の二以上は病院または診療所において行うこととあるが、ここに医療提供施設を含むとすることを加えた。

4) 教育内容を教授するのに適当な作業療法士である教員数は13名とする。

管理者1名、クラス担当者正副8名、臨床実習担当者4名とする。

## 3. 「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則指導要領」の改定案骨子について

上記変更点に加え、

1) 教育の目標に関し、作業療法の意味や使い方などについて、作業を科学的に説明し、応用できる知識と技術を養い、疾患・障害を問わず行われる基礎的な評価、治療について学ぶことを明確にした。

2) 教育上必要な機械器具について、高次脳機能障害、喀痰吸引業務の拡大のため、必要物品を追加した。

## 4. その他の意見・提案

1) 今後の計画策定や実践にあたっての意見・提案

(1) 教育内容について

管理能力を高める教育、医療分野に限らず広く地域における作業療法実践のイメージを持たせる教育、作業療法士の起業に関する教育の必要性が挙げられた。

(2) 臨床実習について

治療参加型実習（クリニカルクラークシップ）を含めた実習指導体制の変革の必要性が挙げられた。